

令和6年 能登半島地震 被災者支援制度のお知らせ

支援金・義援金

【対象拡大】被災者生活再建支援金

市独自支援として、り災証明書で住宅の被害状況が「準半壊」「一部損壊」と判定された人へ、被災者生活再建支援金(加算支援金)を支給します。

■対象世帯と支給額(カッコ内は単身世帯の支給額)

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法	支援金額	
全壊 解体※ 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円(150万円)	300万円(225万円)
		補修	100万円(75万円)	200万円(150万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円(150万円)	250万円(187.5万円)
		補修	100万円(75万円)	150万円(112.5万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	100万円(75万円)
中規模半壊 半壊	—	建設・購入	100万円(75万円)	100万円(75万円)
		補修	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
		賃借	25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)
準半壊	—	建設・購入	20万円(15万円)	20万円(15万円)
		補修	10万円(7.5万円)	10万円(7.5万円)
		賃借	5万円(3.75万円)	5万円(3.75万円)
一部損壊	—	建設・購入	2万円(1.5万円)	2万円(1.5万円)
		補修		
		賃借		

※お住まいの住宅が半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)、または敷地に被害が生じたことで倒壊の危険などがあり、やむを得ず解体した場合

■申請期限

・基礎支援金：令和7年1月31日(金)まで ・加算支援金：令和9年2月1日(月)まで

※準半壊、一部損壊の受け付けは、4月中に開始する予定です。決まり次第お知らせします。

■申請先

総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ④番窓口

問 防災交通課 ☎53-6880

令和6年能登半島地震からの復旧、復興に向けた主な事業(当初補正予算)

新 災害廃棄物処理費……………82億6,800万円
被災家屋などの公費解体、自費解体に対する補助、災害廃棄物仮置場運営費

拡 被災者生活再建支援金……………17億1,200万円
市独自の被災者生活再建支援金の給付

新 浄化槽等災害復旧支援事業費……………7億2,000万円
被災した個人設置型浄化槽などの修理に対する補助

新 被災者見守り・相談支援等事業費……………4,800万円
応急仮設住宅などに入居する被災者の孤立や関連死を防止するための見守りなどの支援

被災住宅応急修理事業費……………24億7,520万円
住宅の日常生活に必要な不可欠な部分の修理支援

新 仮設店舗整備事業費……………1億5,840万円
事業者(商店街など)の意向調査に基づく仮設店舗の整備

新 なりわい支援補助金……………2億円
なりわい再建支援補助金などの国・県補助金への上乗せ補助

キャッシュレス決済ポイント還元事業費……………3億8,872万5千円
キャッシュレス決済によるポイント還元事業の第7弾(6月1日～7月31日)

新 経営体育成促進事業費……………1億6,720万円
農業用機械や農業施設の修理、再整備、畜舎などの修理に対する補助

新 農地等手作り復旧支援事業費……………1億5,200万円
被災した農地や農業用施設における地域が行う小規模な災害復旧に対する補助

新 農業用施設緊急点検事業費……………1,000万円
目視確認が困難なパイプライン、ポンプ設備などの緊急点検に対する補助

道路や河川、港湾、その他公共施設などの災害復旧事業費……………19億1,840万8千円

次ページからは、令和6年能登半島地震の被災者支援制度をご案内します。
※これまでにご案内した制度も含まれます。